大田市下水道接続促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

大田市長 楫 野 弘 和

大田市下水道接続促進事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、下水道への接続促進を図るため、既存建築物の排水 設備を全て下水道へ接続した者に対し、大田市下水道接続促進事業補助 金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、大田市(以下「市 」という。)が交付する補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項 について、大田市補助金等交付規則(平成17年大田市規則第45号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 供用開始 下水道法 (昭和33年法律第79号。以下「法」という。) 第9条第1項により規定するものをいう。
 - (2) 排水設備 法第10条第1項に規定するものをいう。
 - (3) 一般住宅 居住の用に供する住宅で、共同住宅及び長屋を除いた ものをいう。なお、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第 2(い)項第2号の規定により政令で定める住宅については、一般住宅 に含める。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、下水道供用開始区域とする。ただし、供用開始 された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年を経過した ものは除く。

(補助金の交付)

- 第4条 市は、補助対象区域内において、既存の一般住宅の排水設備を下 水道へ接続した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して

は、補助金を交付しない。

- (1) 公共下水道受益者負担金、水道料金及び市税等の滞納がある者
- (2) 住宅等を借りている者で、貸主が工事する又は貸主の承諾が得られていないもの
- (3) 販売目的で、既存の一般住宅の排水設備を下水道へ接続した者
- (4) 下水道本管整備時に公共ますの設置を求めなかった者
- (5) 排水設備工事に関して他の補助金の交付を受ける者 (補助金額等)
- 第5条 補助金交付の対象は、補助対象区域内における既存の一般住宅の 排水設備工事費(以下「補助対象工事費」という。)とし、大田市公共 下水道条例(平成18年条例第37号。以下「条例」という。)第7条 の規定による検査に合格したものとする。
- 2 補助金の額は3万円を上限とし、補助対象事業工事に係る経費に2分 の1を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定による補助金の計算の結果において、100円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第7条第2項に規定する検査済証の交付を受けた日から30日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号) により速やかに申請者に通知する。

(補助金の交付)

- 第8条 前条の規定による補助金交付決定及び確定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付請求書(様式第3号)により補助金を市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による交付請求があったときは、速やかに補助金 を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

- 第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、 補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消し に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還 を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以後に 条例第5条第1項の規定による申請がなされたものについて適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3条ただし 書の規定を適用しない。

年 月 日

大田市長様

申請者 住 所 氏 名

(氏名欄は自署のこと)

補助金交付申請書兼実績報告書

大田市下水道接続促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

併せて、この申請に際し、私及び私の属する世帯全員の公共下水道受益者負担金、水道料金及び税情報等について調査されることに同意します。

記

| 1 | I = | 事 | 場 | 所 | 大田市 | Ī | 町 | | | | | |
|---|------------------|-----|----|-----|---|----|---------|---|---|---|--|--|
| 2 | 自家借家の別 | | | 自家 | | 借家 | 借家(所有者名 | | | | | |
| 3 | I = | 事 | 金 | 額 | | | | | | | | |
| 4 | 確 認 及 び | | | 日 ※ | | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 | | |
| 5 | 工事等 | 包 了 | 年月 | 田 | | 年 | 月 | 目 | | | | |
| 6 | 検 査 | 年 | 月 | 田 | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 7 | 添 | 寸 | 書 | 類 | (1)住宅改修に係る請求書または領収書の写し(2)借家の場合は貸主の承諾書等 | | | | | | | |

※ 確認年月日及び番号は、大田市下水道条例施行規則第5条第2項に規定する公共下水道排水設備 新設等確認通知書(様式第5号)の番号および年月日を記載すること。 第 号

様

補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった下水道接続促進事業補助金については、下記のとおり交付決定し、補助金の額を確定したので、大田市下水道接続促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

大田市長

記

交付決定及び確定額 金 円

| 大田市長 | 様 |
|------|---|

補助対象者 住所

氏名

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった下水道接続促進事業補助金を、大 田市下水道接続促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

| 1 | 請 | 求 | 金 | 額 | 金 | | 円 | | |
|----|-----|-------|-------|------------------|-------|------|-------|------------|--------|
| 2 | 金属 | 触機隊 | り 口 昼 | E等(ゆうちょ錐 | 银行以外) | | 銀行・信月 | 用金庫 | 本店・出張所 |
| | | ①金融機関 | | | | | 動金庫 | 支店・支所 | |
| | | 2 | 預る | 金種 別 | 普通 • | 当座 | (該当のも | のを○で囲むこと。) | |
| | | 3 | 預金 | 口座番号 | | | | | |
| | | | (フ | リガナ) | | | | | |
| 47 | 頁金口 | 口座名 | 名義 | | | | | | |
| 3 | ゆう | うちょ | よ銀行 | | | (※フリ | ガナを必ず | 記入のこと。) | |
| | | 1 | 通帧 | 長記 号 | | | | | |
| | | 2 | 通帧 | 長番号 | | | | | |
| | | | (フ | リガナ) | | | | | |
| | | 3 | 預金 | 口座名義 | | | | | |
| | | | | | | (※フリ | ガナを必ず | "記入のこと。) | |